

# はじめに

## 1 策定の目的

区は、区民生活の向上をめざし、学校や庁舎をはじめとする施設の建設、道路や公園など都市インフラの整備を進めてきました。特に、昭和30年代から40年代にかけての高度成長期には、人口の急増に対応するため、多くの小中学校や施設を集中的に建設しました。

今、施設を整備した時代とは社会状況が大きく変化しています。少子高齢化が急速に進行し、「超」超高齢社会の到来という、これまで経験したことのない「未知の時代」に直面しています。生産年齢人口が減少して財政力にかけりが見えるなかで、膨大な医療・介護需要や子育て支援ニーズに対応していかなければなりません。そうしたなか、さまざまな区立施設の老朽化が進み、今後の維持・更新が区政にとって大きな課題となっています。

一方、都市計画道路の整備の遅れなど、練馬区特有の都市基盤上の課題も解決を迫られています。

公共施設等総合管理計画は、区政改革の主要な取組の一つとして、将来を見通して区立施設や都市インフラの維持更新・管理の総合的マネジメントを進める方針として策定します。

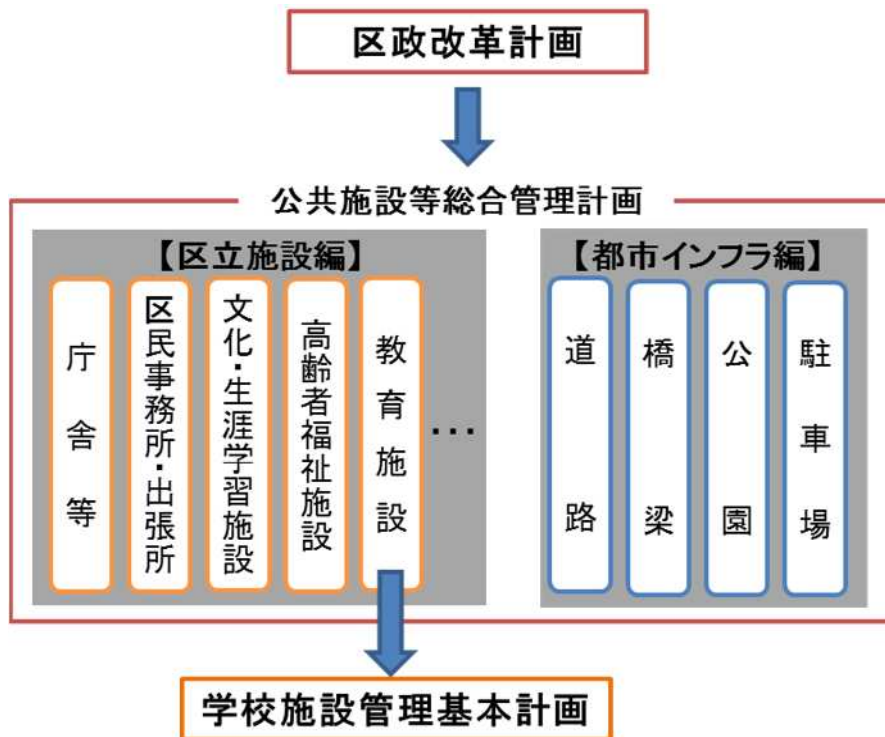
## 2 計画の構成

計画は、区立施設編と都市インフラ編により構成します。

区立施設編は、区民サービスを提供する建物・施設を対象とします。「現状と将来見通し」「総合的マネジメントの方針」「施設の種別ごとの方針」を明らかにします。総合的マネジメント方針は概ね30年先を見通したもの、施設の種別ごとの方針は10年後を見据えたものとします。

都市インフラ編は、道路・橋梁・公園・駐車場を対象とします。都市インフラは種別によって性格が大きく異なるため、種別ごとに現状と今後10年間の整備・維持管理の方針を示します。

なお、区立施設の延べ床面積の約半分を占める小中学校については、この計画に基づく個別施設の計画として、学校施設管理基本計画を策定します。



### 3 計画の位置づけ

平成 28 年 10 月に策定する区政改革計画に基づく個別計画です。

平成 26 年、総務省が全国の自治体に公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その要請の趣旨を考慮しつつ、練馬区の実情に即した計画として策定します。